

## 宮城県土木部「女性活躍推進工事」実施要領

### (趣旨)

第1 建設産業においては、就業者の高齢化や担い手不足が一層深刻化する中、働き方改革の推進や多様な人材の確保が急務となっている。こうした状況のもと、女性の建設産業界への参画は、業界を支える貴重な担い手としてその役割がこれまで以上に期待されているところである。

本要領は、女性の登用促進や女性が働きやすい職場環境の整備をはじめ、女性の活躍の場の拡大及び女性の技術者や技能者の確保・育成を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2 原則として、宮城県土木部が発注する全ての工事を対象とする。

### (実施方法)

第3 受注者は、女性主任技術者、女性監理技術者、女性現場代理人及び女性担当技術者（以下「女性技術者等」という。）又は女性技能者のいずれかを配置する場合は、以下により対応するものとする。

2 担当技術者は、受注者と直接の雇用関係があり、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者とする。

3 受注者は、担当技術者に女性技術者等を配置する場合は、契約締結後10日以内に「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙1）を発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、女性技能者を配置する場合は、従事する10日前までに「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙1）を発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、女性技術者等を配置する場合又は女性技能者が現場に就労する場合は、女性専用の快適トイレ及び更衣室を発注者と協議のうえ設置するものとする。ただし、営繕工事の場合は快適トイレに限る。なお、災害復旧事業は更衣室の設置費用は計上できないことに留意すること。

### (仕様)

第4 受注者は、男女別の快適トイレを設置する場合、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。なお、（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であるため、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）安易に開かない施錠機能
- （5）照明設備

(6) 衣類掛け等のフック又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推薦する仕様、付属品】

(12) 室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

（積算方法）

第5 発注者は、受注者と協議のうえ、「女性専用の快適トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について」（別紙2）に基づき計上するものとする。

（工事成績考査等）

第6 発注者は、女性技術者等が配置された場合又は女性技能者が就労した場合で、次に掲げる要件に該当する場合は、下記のとおり当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

(1) 女性技術者等のいずれかが配置された場合は、全工期の50%を超える期間従事していること。

(2) 女性技能者が就労した場合は、担当する分野に係る期間の50%を超える期間従事していること。

(3) (1) 及び (2) の期間の対象は、着手日を指定した当該工事の場合においては、工事に着手した日までの日数を除いた期間、工事一時中止があった場合においては、その中止期間を除いた期間を対象とする。

(4) 工事現場に女性専用の快適トイレ及び仮設更衣室を設置していること。

<総括監督員>

考査項目	細別	加点内容
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	事例番号9(その他)の項目に以下のとおり記載し、加点するものとする。  ■ 9. その他(理由:女性の就労機会の拡大)……2点

2 発注者は、受注者が女性技術者等を配置できなかった場合、又は女性技能者が就労しなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。